

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和5年4月21日から同年8月21日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下松市地域振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年4月21日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エディオン下松店・アルク下松店
所在地 下松市桜町一丁目1557の5

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保 允誉
株式会社丸久	防府市大字江泊1936	田中 康男

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
下松市大字西豊井1557	下松市桜町一丁目1557の5	平成18年5月8日

4 届出年月日

令和5年4月3日